

第 6312 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 1日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 贈与税の配偶者控除

Q : 夫婦間での自宅の贈与には、特例があるとか。どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

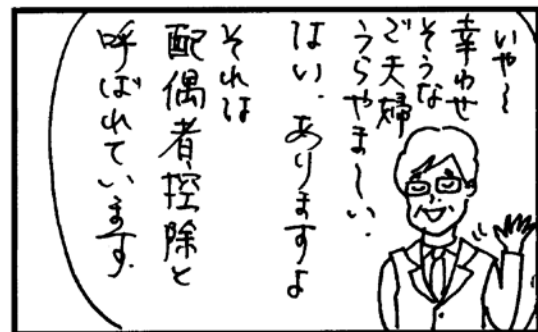
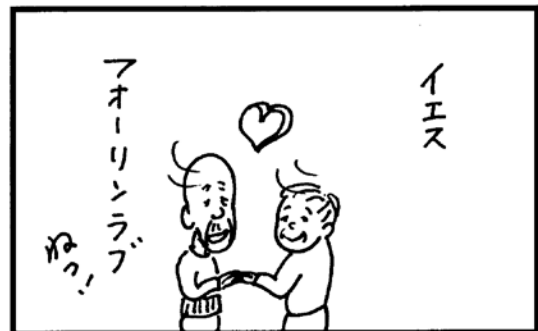
【解説】

お尋ねの特例は、贈与税の配偶者控除と呼ばれているもので、婚姻期間が20年以上である配偶者から①もっぱら居住の用に供する土地等(借地権なども含まれます)又は家屋(以下居住用不動産)で国内にあるものの贈与が行なわれた場合、又は②金銭の贈与を受け、その金銭で①の居住用不動産を取得した場合で、次に該当するときは、その贈与を受けた配偶者のその年分の贈与税について、課税価格から贈与税の基礎控除(110万円)のほかに配偶者控除として2000万円(①及び②の価額が2000万円に満たないときはその金額)を控除するというものです。

①取得した居住用不動産を、その取得した年の翌年3月15日までに、その取得した者の居住の用に供し、かつ、その後も引き続き居住の用に供する見込であること

②その贈与を受けた金銭をもって、その取得の年の翌年3月15日までに、その取得した者の居住の用に供し、かつ、その後も引き続き居住の用に供する見込であること

③配偶者控除の適用を受けようとする年の前年以前に同一配偶者からこの贈与を受けていないこと



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】